

第Ⅲ部

わが国の防衛のための諸施策

第1章

わが国の防衛のための自衛隊の運用と 多様な事態への対応

- 第1節 武力攻撃事態等への対応のための枠組みなど
- 第2節 新たな脅威や多様な事態への実効的な対応
- 第3節 本格的な侵略事態への備え



第1節

武力攻撃事態等への対応のための 枠組みなど

わが国に対する武力攻撃など、国や国民の平和と安全にとって最も重大な事態についての法制整備や自衛隊の運用体制の確立などは、自衛隊が活動する際の基盤となるものであり、武力攻撃事態等（武力攻撃事態¹および武力攻撃予測事態²をいう。以下同じ）における、実効的な対応を可能とし、わが国に対する武力攻撃の抑止にも資

するものである。また、武力攻撃事態等における文民統制の貫徹の観点からも重要である。

本節では、武力攻撃事態等が生じた場合の、わが国の対応の枠組みと、それに基づく自衛隊の運用体制について、その概要を説明する。

1 武力攻撃事態等における対応の基本的な枠組み

1 武力攻撃事態等への対処に関する法制整備の経緯

54（昭和29）年、防衛庁設置法および自衛隊法の制定により、わが国に対する武力攻撃などへの対応のための法制の骨幹が整備されたが、なお整備すべき事項が多く残されていた。

防衛庁（当時）においても、77（同52）年、福田総理（当時）の承認の下、三原防衛庁長官（当時）の指示により、なお残された法制上の不備などについての問題点の整理を目的として、いわゆる「有事法制」についての研究が始まり、その後、およそ四半世紀にわたり研究がなされた。

02（平成14）年2月、小泉総理（当時）の施政方針演説において、「有事に強い国作りを進めるため」具体的な法整備を進めることが明らかにされた。その後、わが国に対する武力攻撃などへの対処に関して必要な法制（事態対処関連法制）として、03（同15）年に武力攻撃事態対処法をはじめとする武力攻撃事態対処関連3法が成立

した。また、翌年の04（同16）年には、国民保護法³などの事態対処法制関連7法が成立したほか、関連3条約の締結が承認され、有事法制⁴の基盤が整うこととなった。（図表Ⅲ-1-1-1 参照）

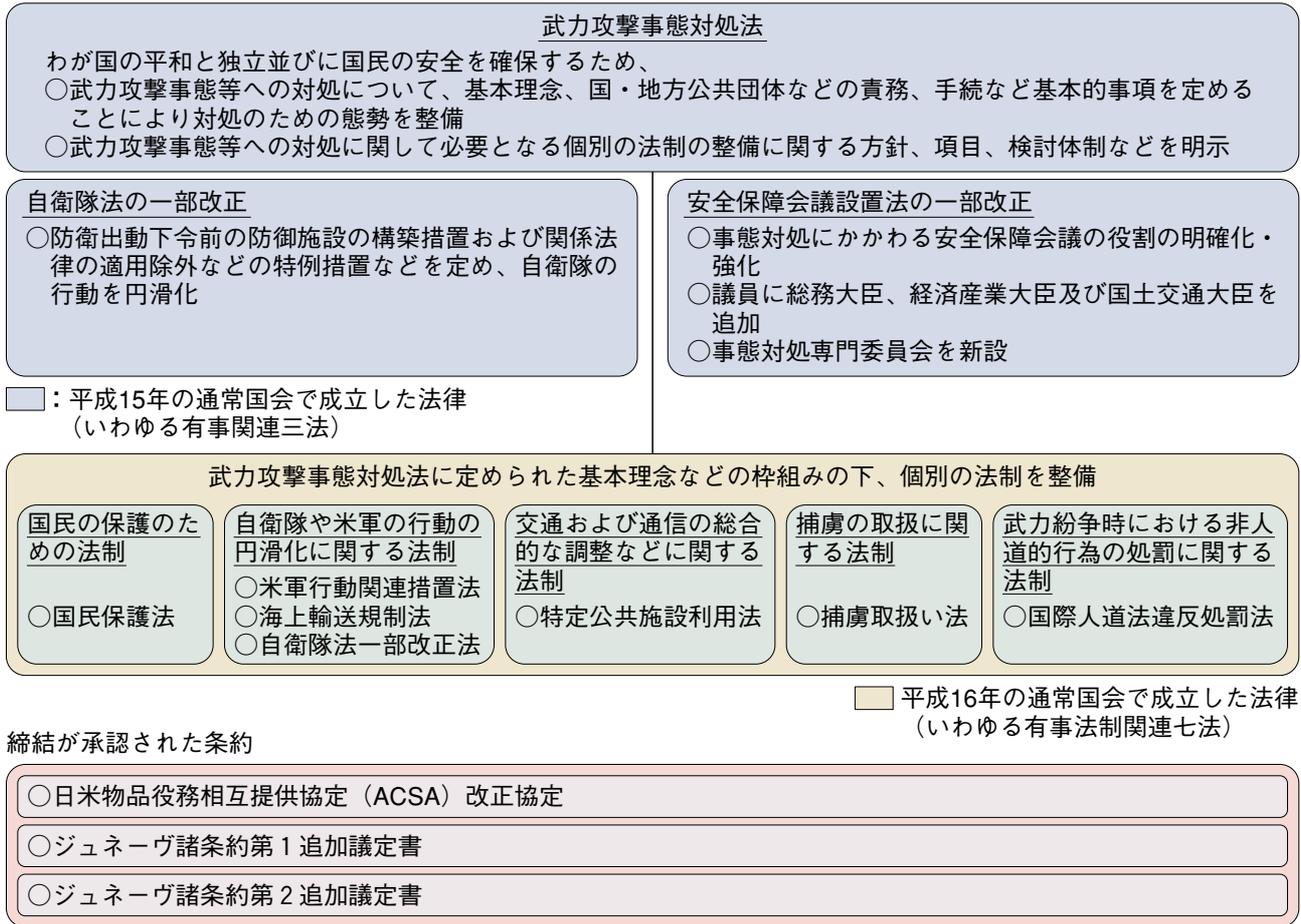
2 武力攻撃事態等への対処

武力攻撃事態対処法⁵は、武力攻撃事態等への対処についての、いわば基本法的な性格を有しており、武力攻撃事態等への対処に関する基本理念、武力攻撃事態等への対処に関する基本的な方針（対処基本方針）、国・地方公共団体の責務などについて規定している。これにより、関係機関（指定行政機関、地方公共団体および指定公共機関⁶）が国民保護法などの個別の有事法制などに基づいて行う対処措置が相互に連携協力して行われ、武力攻撃事態等への対処について、国全体として万全の措置が講じられる枠組みを整えている。

（図表Ⅲ-1-1-2 参照）

1) わが国に対する外部からの武力攻撃が発生した事態または武力攻撃が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態
 2) 武力攻撃事態には至っていないが、事態が緊迫し、武力攻撃が予測されるに至った事態
 3) 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律<<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/hogohousei/hourei/hogo.html>>参照
 4) 「有事法制」については、必ずしも概念として定まったものがあるわけではなく、かつて自衛隊法第76条の規定により防衛出動を命ぜられるという自衛隊の行動にかかわる法制についての研究が「有事法制研究」として行われるなど、多義的である。本白書では、有事法制と用いる場合、03（平成15）年に降に整備された事態対処関連法制を指す。
 5) 武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全確保に関する法律<http://www.cas.go.jp/jp/hourei/houritu/jitai_h.html>参照
 6) 独立行政法人、日本銀行、日本赤十字社、日本放送協会その他の公共的機関と電気、ガス、輸送、通信その他の公益的事業を営む法人で、政令で定めるもの。

図表Ⅲ-1-1-1 有事法制関連三法と有事法制関連七法の関係並びに関連条約



図表Ⅲ-1-1-2 武力攻撃事態等への対処における基本理念

事 態 等	基 本 理 念
全 般	<ul style="list-style-type: none"> ○ 国、地方公共団体および指定公共機関が、国民の協力を得つつ、相互に連携協力し、万全の措置を講じなければならない。 ○ 日本国憲法の保障する国民の自由と権利が尊重されなければならない。これに制限が加えられる場合にあっても、その制限は当該武力攻撃事態等に対処するため必要最小限のものに限られ、かつ、公正かつ適正な手続の下に行われなければならない。（※） ○ 武力攻撃事態等およびこれへの対処に関する状況について、適時かつ、適切な方法で国民に明らかにされるようにしなければならない。 ○ 日米安保条約に基づいて米国と緊密に協力しつつ、国連をはじめとする国際社会の理解および協調的行動が得られるようにしなければならない。
武力攻撃予測事態	武力攻撃の発生が回避されるようにしなければならない。
武力攻撃事態	武力攻撃の発生に備えるとともに、武力攻撃が発生した場合には、これを排除しつつ、その速やかな終結を図らなければならない。ただし、武力攻撃が発生した場合、これを排除するにあたっては、武力の行使は、事態に応じ合理的に必要と判断される限度においてなされなければならない。

※ この場合、日本国憲法第14条、第18条、第19条、第21条その他基本的人権に関する規定は、最大限に尊重されなければならない。

(1) 武力攻撃事態等への対処のための体制および手続

武力攻撃事態等に至ったときは、政府は通常図表Ⅲ-1-1-3の流れに従い、対処のための手続などを行う。

参照 > 資料22 (P335)

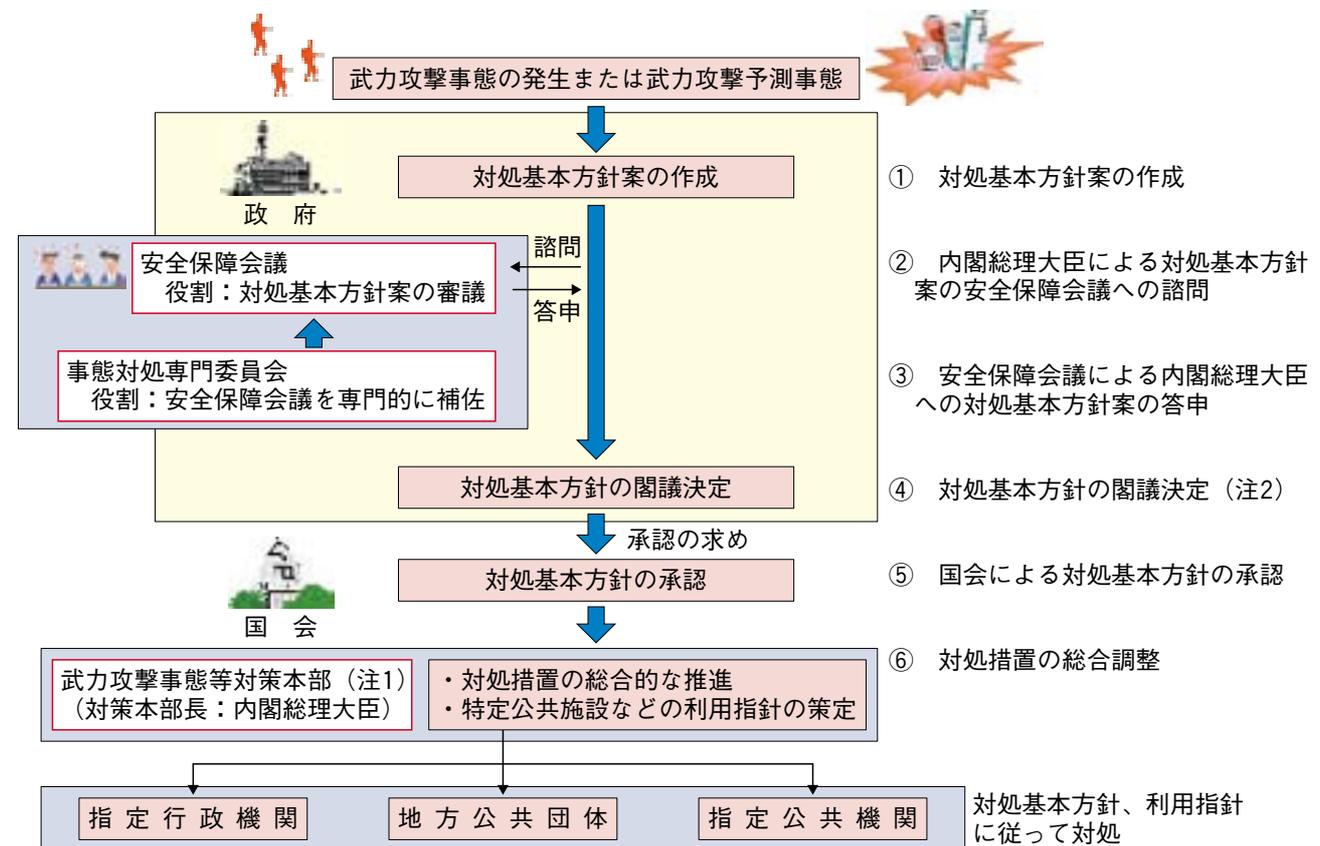
(2) 対処措置

武力攻撃事態等への対処にあたり、対処基本方針が定められてから廃止されるまでの間に、指定行政機関、地方公共団体または指定公共機関が法律の規定に基づいて、次の措置を対処措置として実施する。

ア 武力攻撃事態等を終結させるためにその推移に応じて実施する措置

- ① 自衛隊が実施する武力の行使、部隊などの展開その他の行動
- ② 自衛隊の行動および米軍の行動が円滑かつ効果的に行われるために実施する物品、施設または役務の提供その他の措置
- ③ ①および②のほか、外交上の措置その他の措置

図表Ⅲ-1-1-3 武力攻撃事態等への対処のための手続



(注1) 武力攻撃事態等への対処措置の総合的な推進のために内閣に設置される対策本部

(注2) 内閣総理大臣が防衛出動を命ずるには、対処基本方針とは別に閣議決定、国会承認の手続きが必要である。

なお、特に緊急の必要があり、事前の国会承認を得るいとまがない場合の防衛出動は命令後承認。

(資料22 (P335) 参照 : 対処基本方針で定める事項の一例)

イ 国民の生命、身体および財産の保護または国民生活および国民経済への影響を最小とするための措置

- ① 警報の発令、避難の指示、被災者の救助、施設および設備の応急の復旧その他の措置
- ② 生活関連物資などの価格安定、配分その他の措置

内閣総理大臣は、対処措置を行う必要がなくなったと認めるときまたは国会が対処措置を終了すべきことを議決したときは、対処基本方針の廃止につき、閣議の決定を求めなければならない。

(3) 国、地方公共団体などの責務

ア 国の責務

国は、対処措置の実施にあたり、基本理念にのっとり、組織および機能のすべてをあげて、武力攻撃事態等に対処するとともに、国全体として万全の措置を講じる。

イ 地方公共団体の責務

地方公共団体は、地域並びに住民の生命、身体および財産を保護する使命を有し、国および地方公共団体その他の機関と相互に協力し、必要な措置を実施する。

ウ 指定公共機関の責務

指定公共機関は、国および地方公共団体その他の機関と相互に協力し、その業務について、必要な措置を行う。

エ 国民の協力

国民は、国および国民の安全を確保することの重要性にかんがみ、これらの措置の実施に対して、必要な協力をするように努めるものとする。

(4) 内閣総理大臣の対処措置における権限

対処措置の総合的な推進のため、対処基本方針が定められたときは、内閣に、内閣総理大臣を長とする武力攻撃事態等対策本部（対策本部）が設置される。対策副本部長および対策本部員は国務大臣をもって充てられる。

内閣総理大臣は、国民の生命、身体もしくは財産の保護または武力攻撃の排除に支障があり、特に必要があると認める場合であって、総合調整に基づく所要の対処措置が行われないときは、関係する地方公共団体の長などに対し、その対処措置を実施すべきことを指示することができる。

また、内閣総理大臣は、指示に基づく所要の対処措置が行われないときや、国民の生命、身体、財産の保護や武力攻撃の排除に支障があり、事態に照らし緊急を要する場合は、関係する地方公共団体の長などに通知した上で、内閣総理大臣自らまたはその対処措置にかかわる事務を所掌する大臣を指揮し、その地方公共団体または指定公共機関が行うべき対処措置を行い、または行わせることができる。

(5) 国連安全保障理事会への報告

政府は、国連憲章第51条などにしたがって、武力攻撃の排除にあたってわが国が講じた措置について、直ちに国連安全保障理事会に報告する。

3 武力攻撃事態等以外の緊急対処事態など⁷への対処

武力攻撃事態対処法においては、政府は、わが国の平和と独立並びに国および国民の安全を確保するため、武力攻撃事態等以外の緊急対処事態などにも、的確かつ迅速に対処する旨規定されている。

また、武装した不審船の出現、大規模なテロリズムの発生などのわが国を取り巻く諸情勢の変化を踏まえ、①情報の集約、事態の分析・評価を行うための態勢の充実、②各種の事態に応じた対処方針の策定の準備、③警察、海上保安庁などと自衛隊の連携の強化といった措置などを速やかに講ずる。

(1) 緊急対処事態対処方針など

このうち、緊急対処事態に至ったときは、次の事項を定めた緊急対処事態に関する対処方針（緊急対処事態対

7) 緊急対処事態（武力攻撃の手段に準ずる手段を用いて多数の人を殺傷する行為が発生した事態または当該行為が発生する明白な危険が切迫していると認めらるに至った事態で、国家として緊急に対処することが必要なものをいう。）か、武力攻撃事態以外の国および国民の安全に重大な影響を及ぼす緊急事態のこと。

処方針）を閣議決定し、国会の承認を求める。また、緊急対処事態対処方針が定められたときは、臨時に内閣に緊急対処事態対策本部を設置して、当該事態に対処する。

- ① 緊急対処事態であることの認定およびその前提となった事実
- ② 対処に関する全般的な方針
- ③ 緊急対処措置に関する重要事項

(2) 緊急対処措置

緊急対処事態対処方針が定められてから廃止されるまでの間、指定行政機関、地方公共団体または指定公共機関が法律の規定に基づいて、次の措置を緊急対処措置と

して実施する。

- ① 緊急対処事態を終結させるためにその推移に応じて実施する緊急対処事態における攻撃の予防、鎮圧その他の措置
- ② 緊急対処事態における攻撃から国民の生命、身体および財産を保護するため、または緊急対処事態における攻撃が国民生活および国民経済に影響を及ぼす場合において当該影響が最小となるようにするために緊急対処事態の推移に応じて実施する警報の発令、避難の指示、被災者の救助、施設および設備の応急の復旧その他の措置

2 武力攻撃事態対処法などに基づく措置など

03（平成15）年6月に成立した武力攻撃事態対処法の規定¹を踏まえ、有事法制関連7法案および関連3条約が04（同16）年6月に成立・締結の承認がされた。また、07（同19）年武力紛争の際の文化財保護関連3条約および国際刑事裁判所規程を締結するとともに、その締結のために必要な国内法整備が行われ、これにより武力攻撃事態への対処に必要な措置などが取られる枠組みが整備された。その概要は次の各項のとおりである。

（図表Ⅲ-1-1-4 参照）

1 国民の生命などの保護、国民生活などへの影響の最小化のための措置

国民保護法²が制定され、その中で、武力攻撃事態等における国民の生命などの保護といった必要な事項³が定められた。また、緊急対処事態においても同様の措置が実施できることとされた。

2 武力攻撃事態等を終結させるための措置

(1) 自衛隊の行動の円滑化など

海上輸送規制法⁴が制定され、武力攻撃事態に際して、わが国領海または、わが国周辺の公海における外国軍用品など（武器など）の海上輸送を規制するための措置が実施できることとなった。

また、自衛隊法が一部改正され、いわゆる「有事法制研究」における第1分類（防衛省所管の法令）および第2分類（防衛省所管以外の法令）のうち立法化を要するものを中心に、防衛出動下令前の防衛施設の構築措置、防衛出動時における緊急通行にかかわる規定、道路法などの関係法律の適用についての所要の特例規定などが新設された。

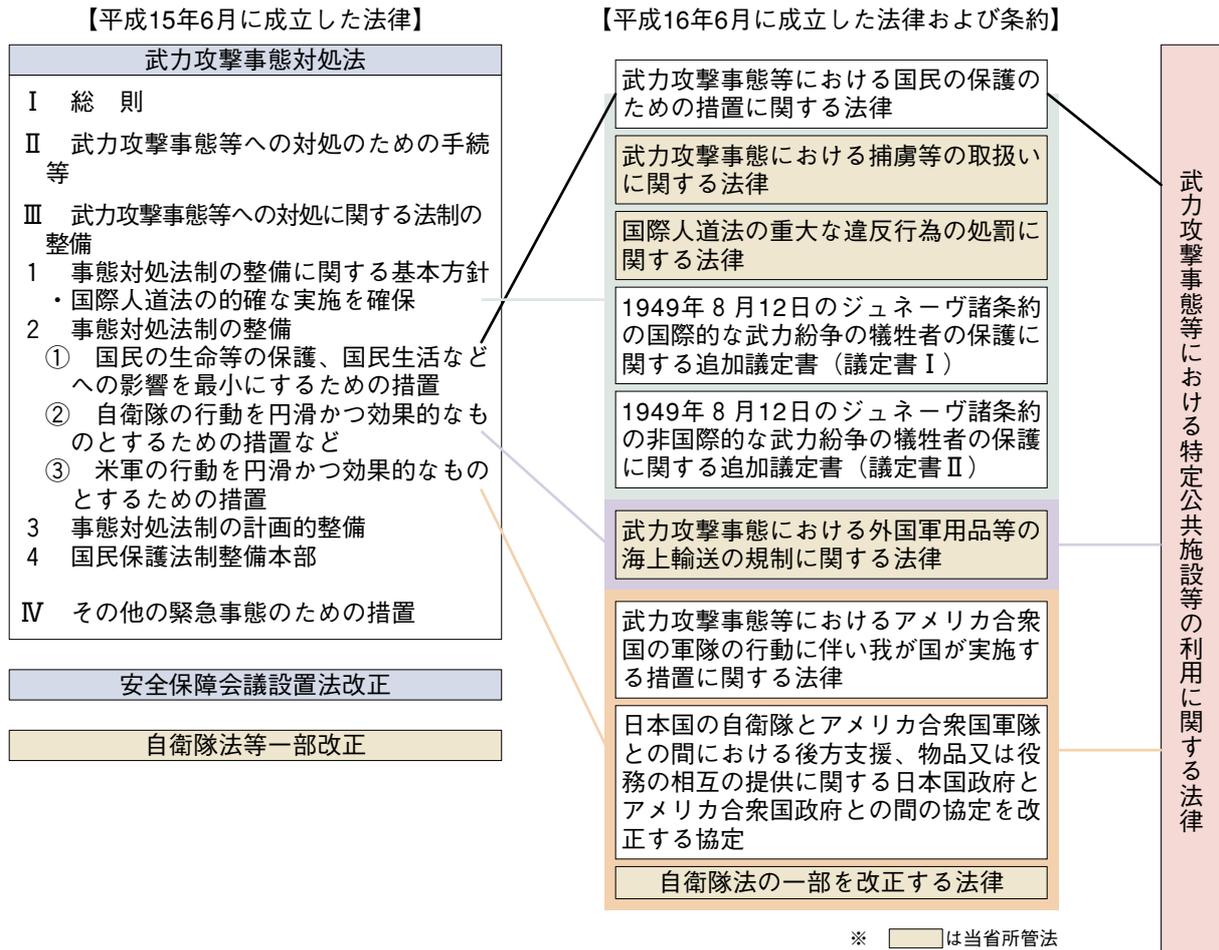
1) 武力攻撃事態対処法では、同法に示された枠組みに基づいて、個別の有事法制を整備することにより、国民の生命などの保護、武力攻撃が国民生活などへ及ぼす影響を最小にするための措置、武力攻撃を排除するために必要な自衛隊や米軍の行動を円滑かつ効果的にするための措置などを講ずるものとされた。また、こうした個別の有事法制は、国際人道法の的確な実施が確保されたものでなければならないとされた。

2) 武力攻撃事態における国民の保護のための措置に関する法律
<<http://kantei.go.jp/jp/singi/hogohousei/hourei/hogo.html>>参照

3) 国民生活などへの影響の最小化に関する国・地方公共団体などの責務、国民の協力、住民の避難に関する措置、避難住民などの救援に関する措置、武力攻撃災害への対処に関する措置など

4) 武力攻撃事態における外国軍用品の海上輸送の規制に関する法律
<<http://www.mod.go.jp/j/library/law/yuji/houritu/002b.htm>>参照

図表Ⅲ-1-1-4 武力攻撃事態等への対処に関する法制の全体像



(2) 米軍の行動の円滑化など

ア 米軍行動関連措置法⁵が制定され、武力攻撃事態等において、日米安保条約に従って武力攻撃を排除するために必要な米軍の行動が円滑かつ効果的に実施されるための措置などについて定められた。

イ 日米物品役務相互提供協定（ACSA）⁶が一部改正⁶され、同協定の適用範囲が、武力攻撃事態等への対処、国際の平和・安全に寄与するための国際社会の努力、災害

対処などにも拡大されるとともに、自衛隊法の一部改正も行われ、これらの活動を実施する米軍に対し、自衛隊側から物品・役務の提供が実施できることとなった。

参照 > 2章3節（P215）

(3) その他（港湾施設、飛行場施設、道路などの利用調整）

特定公共施設利用法⁷が制定され、これにより自衛隊の行動や米軍の行動、国民の保護のための措置などの的確

5) 武力攻撃事態等におけるアメリカ合衆国の軍隊の行動に伴い我が国が実施する措置に関する法律
<<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/hogohousei/hourei/beigun.html>>参照

6) 日本国の自衛隊とアメリカ合衆国軍隊との間における後方支援、物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定を改正する協定（ACSA）<http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/usa/acsa/acsa_gaiyo.html>参照

7) 武力攻撃事態等における特定公共施設等の利用に関する法律
<<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/hogohousei/hourei/koukyou.html>>参照

かつ迅速な実施のため、武力攻撃事態等における特定公共施設等（港湾施設、飛行場施設、道路、海域、空域および電波）の利用に関し、その総合的な調整が図られることとなった。

3 国際人道法の的確な実施の確保

- (1) 捕虜取扱い法⁸が制定され、武力攻撃事態における捕虜などの取扱いにあたって、常に人道的な待遇を確保するとともに、捕虜などの生命、身体、健康および名誉を尊重し、これらに対する侵害または危難から常に保護するための制度が構築された。
- (2) 国際人道法違反処罰法⁹が制定され、国際的な武力紛争において適用される国際人道法に規定する「重大な違反行為」が適切に処罰されることとなった。
- (3) 武力紛争の際の文化財の保護に関する法律が制定され、人類の貴重な文化的資産である文化財の国際的な保護に必要な制度が確立された。
- (4) 国際刑事裁判所に対する協力などに関する法律が制定され、国際刑事裁判所規程の的確な実施の確保が図られた。

(5) 上記の個別の事態対処関連法制などにより必要な国内実施が行われることとなったのにあわせ、04（同16）年には、主要な国際人道法であるジュネーブ諸条約¹⁰第1追加議定書¹¹およびジュネーブ諸条約第2追加議定書¹²が、07（同19）年には武力紛争の際の文化財保護関連3条約並びに国際刑事裁判所規程が締結された。

4 武力攻撃事態等に備えた態勢整備

事態対処関連法制が成立し、法的な基盤は整ったが、常に変化する安全保障環境に対応するため、法制の実効性の確保と、これに伴う運用面の態勢整備のための不断の努力が必要である。

このため、平素より、安全保障会議の下におかれた事態対処専門委員会において、武力攻撃事態やテロ・不審船などの緊急事態への対処などについて検討を行っているほか、武力攻撃事態等への対処措置を実施する指定行政機関、地方公共団体、指定公共機関においても、それぞれの役割に応じた計画の策定や、それぞれの施策・業務への反映が進められている。

政府としても、わが国に対する武力攻撃から国民の生命、身体および財産を守るために実施する各種の措置の重要性について平素からさまざまな機会を通じて広く啓発に努めるとともに、訓練などを通じて運用面の態勢の実効性を検証しながら、その整備に努めている。

8) 武力攻撃事態における捕虜等の取扱いに関する法律
<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/hogohousei/houan/youkou/040224_4.pdf>参照

9) 国際人道法の重大な違反行為の処罰に関する法律
<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/hogohousei/houan/youkou/040224_5.pdf>参照

10) ジュネーブ諸条約は、①戦地にある軍隊の傷者及び病者の状態の改善に関する1949年8月12日のジュネーブ条約（第1条約）、②海上にある軍隊の傷者、病者及び難船者の状態の改善に関する1949年8月12日のジュネーブ条約（第2条約）、③捕虜の待遇に関する1949年8月12日のジュネーブ条約（第3条約）、④戦時における文民の保護に関する1949年8月12日のジュネーブ条約（第4条約）、からなる。

11) 1949年8月12日のジュネーブ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書（議定書Ⅰ）
<http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/treaty/pdfs/treaty159_11a.pdf>参照

12) 1949年8月12日のジュネーブ諸条約の非国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書（議定書Ⅱ）
<http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/k_jindo/pdfs/giteisho_02.pdf>参照

3 国民の保護に関する措置

1 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置（国民保護措置）

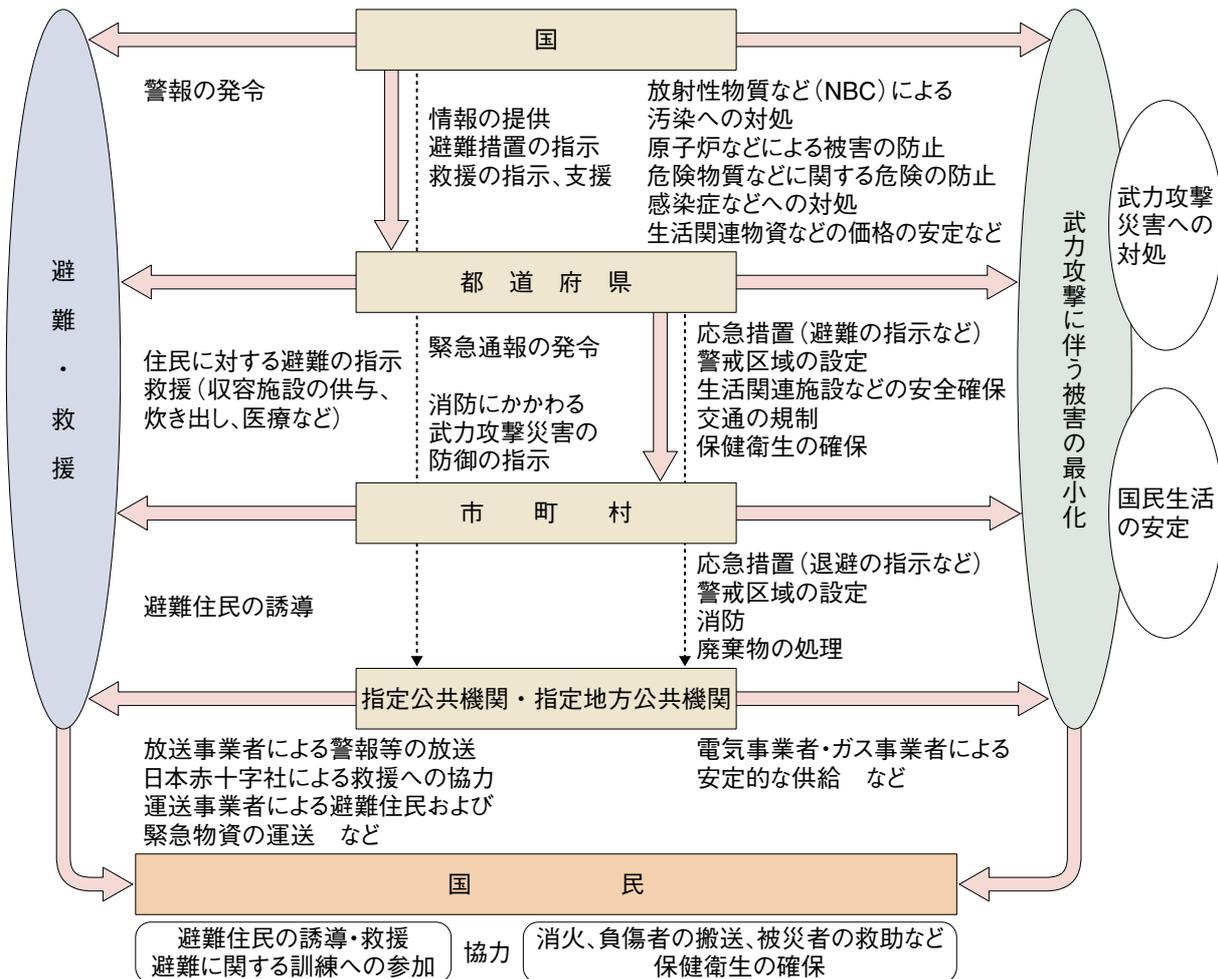
武力攻撃事態等に際して、国は武力攻撃事態対処法における対処基本方針や、国民の保護に関する基本指針に基づき、その組織・機能のすべてをあげて自ら国民保護措置を実施する。また、地方公共団体および指定公共機関が実施する国民保護措置を支援するなどにより、国全体として万全の態勢を整備するものとされている。

地方公共団体は、国の方針に基づき、自ら国民保護措置を実施するとともに、当該地方公共団体の区域における国民保護措置を総合的に推進するものとされている。（図表Ⅲ-1-1-5 参照）

2 国民の保護に関する基本指針

05（平成17）年3月、政府は国民保護法第32条に基づき、国民の保護に関する基本指針（基本指針）¹を策定し

図表Ⅲ-1-1-5 武力攻撃事態等における国民の保護のための仕組み



1) <<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/hogohousei/hourei/050325shishin.pdf>>参照

た。この基本指針においては、武力攻撃事態の想定を、着上陸侵攻、ゲリラや特殊部隊による攻撃、弾道ミサイル攻撃、航空攻撃の4つの類型に整理し、その類型に応じた国民保護措置の実施にあたっての留意事項を定めている。また、避難、救援、災害対処など国民保護措置について、国、都道府県、市町村および指定公共機関などが実施する措置の内容や役割分担についても可能な範囲で定めている。

指定行政機関、都道府県などは、国民保護法および基本指針に基づき、国民の保護に関する計画（国民保護計画）を策定することとなっている。

参照 > 資料30～31 (P343～346)

3 国民の保護における自衛隊の役割

指定行政機関である防衛庁（当時）および防衛施設庁（当時）は、国民保護法第33条第1項や基本指針に基づき、05（平成17）年10月に「国民保護計画²」を策定した。この中で、自衛隊は、武力攻撃事態においては、主たる任務である武力攻撃の排除を全力で実施するとともに、国民保護措置については、これに支障のない範囲で、住民の避難・救援の支援や武力攻撃災害への対処を可能な限り実施するとしている。

(1) 国民保護等派遣など

国民保護等派遣に関する規定の概要は次のとおりである。

ア 派遣の手続き

防衛大臣は、都道府県知事からの要請を受け、事態やむを得ないと認める場合、または対策本部長³から求めがある場合は、内閣総理大臣の承認を得て、部隊などに「国民保護等派遣」を命令し、国民保護措置を実施させる。（図表Ⅲ-1-1-6 参照）

また、武力攻撃事態において防衛出動が命ぜられている場合や緊急対処事態に対する対処措置として治安出動

が命ぜられている場合には、国民保護等派遣を命ずることなく、防衛出動や治安出動などの一環として、国民保護措置または緊急対処保護措置を実施することとなる。

イ 権限

国民保護等派遣を命ぜられた部隊などの自衛官は、警察官などがその場にはない場合に限り、警察官職務執行法の避難などの措置、犯罪の予防および制止、立入、武器の使用の権限を行使することができる。

また、国民保護等派遣を命ぜられた自衛官は、市町村長などがその場にはない場合に限り、退避の指示、応急公用負担、警戒区域の設定、住民などに対する協力要請などの権限を行使することができる。

ウ 臨時部隊編成など

国民保護等派遣を行う場合に、必要に応じた特別の部隊の臨時編成、即応予備自衛官および予備自衛官に対する招集命令の発令を行うことができる。

エ 緊急対処保護措置

緊急対処事態においても、国民保護法や基本指針などに基づき、武力攻撃事態等における措置と同様の措置を実施することができる。

(2) 自衛隊が行う措置の内容

ア 住民の避難

必要な情報を収集・提供するとともに、関係機関と連携して、避難住民の誘導や運送を実施する。

イ 避難住民などの救援

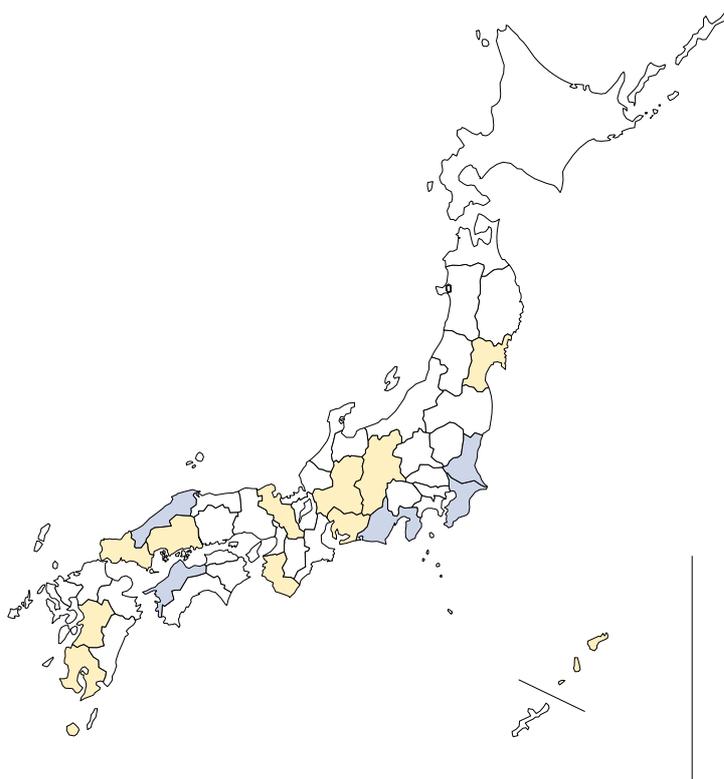
人命救助関係の措置（捜索・救出、応急医療の提供など）を中心に、対策本部長などからの求めにより、医療活動の支援（傷病者の搬送など）や、必要に応じて生活支援関係の措置（炊き出し、給水、救援物資の輸送など）や安否情報の収集などを実施する。

2) 防衛省国民保護計画
<http://www.mod.go.jp/j/library/archives/keikaku/kokumin_hogo.pdf>参照

3) 対策本部長は内閣総理大臣となっているが、両者は別人格として規定されている。

図表Ⅲ-1-1-7 国民保護に係る国と地方公共団体との共同訓練参加状況（平成19年度）

形態	日付	場所
実動訓練	19.11. 2	島根県
	19.11.10	愛媛県
	19.11.21	千葉県
	19.11.28	茨城県
	20. 2. 8	静岡県
図上訓練	19.10.23	山口県
	19.10.25	京都府
	19.11.13	宮城県
	20. 1.18	長野県
	20. 1.25	和歌山県
	20. 1.28	広島県
	20. 2. 5	鹿児島県
	20. 2. 6	熊本県
	20. 2.15	愛知県
	20. 2.21	岐阜県



※平成17年度については、5県で実施。
平成18年度については、10都道府県で実施。
(複数回実施県を含む。)

民保護訓練などに、積極的に参加・協力してきており、このような取組を継続することを通じて、連携強化に努めていきたいと考えている。

(図表Ⅲ-1-1-7 参照)

(2) 地方公共団体などとの平素からの連携

防衛省・自衛隊では、地方公共団体などと平素から緊密な連携を確保し、国民保護のための措置などを実効的なものとするため、陸自方面総監部に「地域連絡調整課」を設置するとともに、地方公共団体などとの調整や協力にかかわる機能を強化するため、自衛隊地方協力本部に「国民保護・災害対策連絡調整官」を配置している。

また、広く住民の意見を求めるための機関として、都道府県や市町村に国民保護協議会が設置され、陸・海・空の各自衛隊に所属する者が委員に任命されている。

さらに、指定地方行政機関である地方防衛局において

も、関係職員が委員に任命されている。



商業施設において除染活動訓練を行う陸自隊員

COLUMN

VOICE

解説

Q&A

国民保護共同訓練

防衛省・自衛隊は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）に基づき、関係機関相互の連携強化などを図ることにより緊急対処事態における対処能力の向上を図ることを目的として、国、地方公共団体などが一体となった国民の保護のための措置にかかわる訓練を実施した。訓練の実施にあたっては、主要訓練項目として「自衛隊の対処能力の向上」、「初動態勢の確立」、「地方公共団体等の連携協力態勢の強化」、「国民保護措置の実施手続等の確認」および「訓練成果の評価」に重点をおいた。

主な訓練として、昨年10月25日に京都府において行われた図上訓練、昨年11月21日に千葉県において行われた実動訓練、本年2月5日に鹿児島県において行われた図上訓練などに、陸上自衛隊からは東部方面隊、中部方面隊、西部方面隊など、海上自衛隊からは舞鶴地方隊、横須賀地方隊、佐世保地方隊など、航空自衛隊からは航空総隊などが参加した。



救出訓練を行う陸自隊員



除染活動訓練を行う陸自隊員

第1章

第1章 わが国の防衛のための自衛隊の運用と多様な事態への対応

4 自衛隊の運用

06（平成18）年3月27日、防衛省・自衛隊は統合運用体制に移行し、統幕僚長（統幕長）が、自衛隊の運用に関する軍事専門的観点からの防衛大臣の補佐を一元的に行うこととなった。これにより、平素から陸上・海上・航空自衛隊（陸・海・空自）を一体的に運用できる態勢が整い、多様化する自衛隊の役割に迅速かつ効果的に対応することが可能となった。

1 統合運用体制の概要

(1) 基本的な考え方

ア 統幕長が、陸・海・空自を含めた統一的な運用構想を立案し、自衛隊の運用に関する軍事専門的観点からの

大臣の補佐を一元的に行う。

イ 自衛隊の運用に関する大臣の指揮は統幕長を通じて行い、自衛隊の運用に関する命令は、統幕長が執行する。

(2) 統合運用に必要な中央組織の整備

統合運用体制への移行の結果、統幕長と陸上・海上・航空幕僚長（陸・海・空幕長）による大臣の補佐は次のような体制となっている。

ア 統幕長による自衛隊の運用に関する軍事専門的観点からの大臣補佐の一元化と陸・海・空幕長による部隊の整備責任

統合幕僚監部（統幕）は、陸上・海上・航空幕僚監部（陸・海・空幕）から移管・集約した各自衛隊の運用に関する機能を担い、陸・海・空幕は、人事、防衛力整備、教育訓練などの部隊を整備する機能を引き続き保持している。

加えて、統幕長は、適切に部隊を運用し自衛隊の統合運用による円滑な任務遂行を図る観点から、中長期的な防衛構想・戦略や年度計画の方針的事項を作成して、陸・海・空自の機能に対して必要なニーズを明らかにし、各幕僚長はこれを踏まえ、各種措置を講ずる。

（図表Ⅲ-1-1-8 参照）

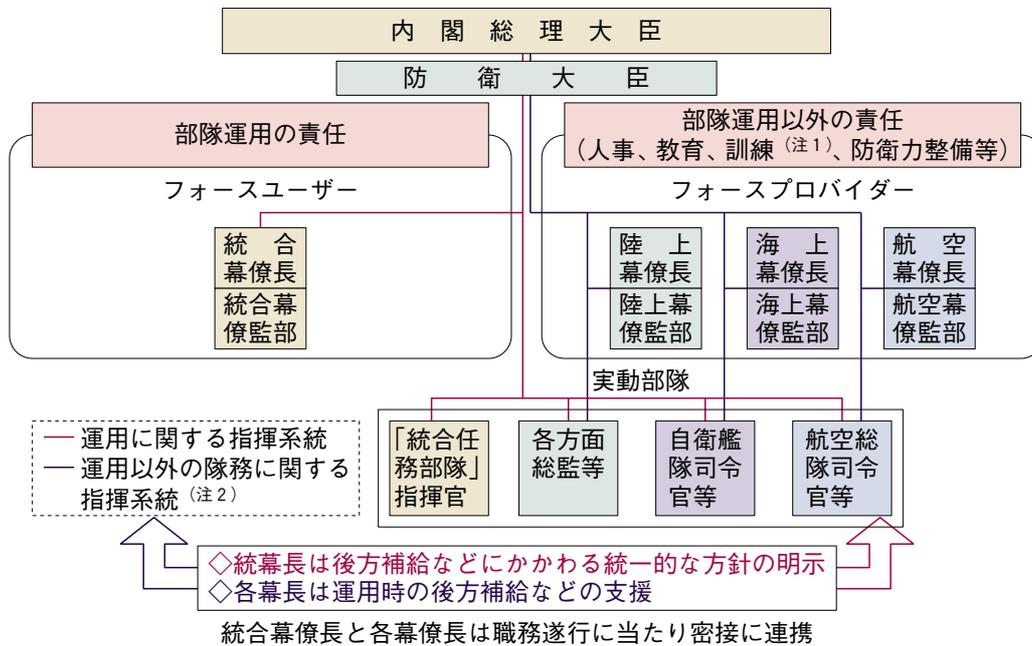
なお、自衛隊の運用に必要な情報についても、情報本部が統幕および部隊などに提供する。

イ 自衛隊の運用に関する大臣の命令の統幕長による執行

陸・海・空自の全ての運用に関しては、統幕長が大臣の命令を執行する。この際、「統合任務部隊」¹が組織された場合はもとより、単一の自衛隊の部隊を運用して対処する場合（例：陸自の部隊のみを運用する場合）であっても、この部隊の運用に関する大臣の指揮命令は、統幕長を通じて行われる。

（図表Ⅲ-1-1-9 参照）

図表Ⅲ-1-1-8 統合幕僚長と陸・海・空幕僚長の役割

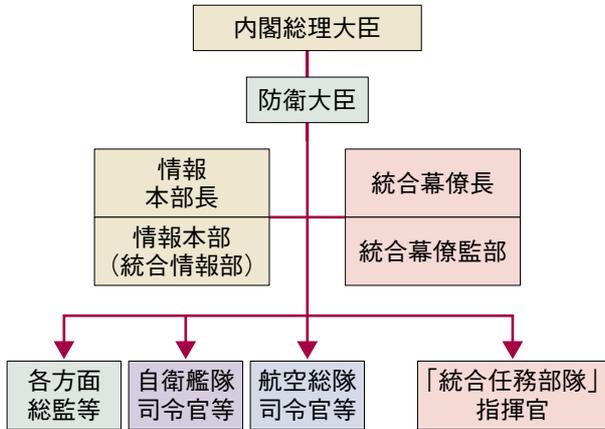


(注) 1 統合訓練は統幕長の責任
2 「統合任務部隊」に関する運用以外の隊務に対する大臣の指揮監督について幕僚長が行う職務に関しては、大臣の定めるところによる。

1) 自衛隊法第22条第1項または第2項に基づき、特定の任務を達成するために特別の部隊を編成し、または隷属する指揮官以外の指揮官の一部指揮下に所要の部隊を置く場合であって、これらの部隊が陸・海・空自の部隊のいずれか2以上からなるものをいう。

図表Ⅲ-1-1-9 自衛隊の運用体制

基本	統合運用	<ul style="list-style-type: none"> ○統合幕僚長が自衛隊の運用に関し、軍事専門的観点から一元的に大臣補佐 ○自衛隊に対する大臣の指揮は、統合幕僚長を通じて行う。 ○自衛隊に対する大臣の命令は、統合幕僚長が執行



2 統合運用体制の充実のための基盤整備

統合運用体制においては、統幕・各自衛隊間などの確実な指揮命令の伝達と迅速な情報共有の確保が重要である。このため、本年3月、「自衛隊指揮通信システム隊」を新設し、部隊運用に直結する通信機能を強化した。また内外の優れた情報通信技術を利用したより広範・機動的な情報通信態勢を構築することとしている。

また、自衛隊の各部隊においても、「統合任務部隊」の指揮官となることが予想される主要部隊指揮官²は、平素からそのための計画の作成などを行うとともに、訓練などを通じて、任務を遂行できる態勢を維持しておく必要がある。そのため主要部隊司令部には、他自衛隊の幕僚を平素から配置し、陸・海・空自の連携強化を図るとともに、統合運用によりさまざまな状況に対処する場合に、必要に応じて、その他の幕僚を配置することとしている。

さらに、統合運用体制移行後3年目を迎え、これまでの実績を踏まえつつ、教育訓練の充実、自衛隊の司令部組織のあり方、統合運用に適した人材の育成、統合運用に伴う装備などの共通化の必要性などについて、より効果的な運用体制を目指して引き続き検討し、必要な措置を講ずることとしている。

3 情報本部の大臣直轄化

06（平成18）年3月、統合運用体制への移行に伴い、これまで統合幕僚会議（当時）の下に置かれていた情報本部を防衛庁長官（当時）直轄の特別の機関とし、「防衛省の中央情報機関」としての地位・役割を明確にした。

これにより、防衛省の情報部門においても、全体の視点からのより広範な情報の収集、広く省内各機関のニーズを踏まえた、より高度な分析、大臣に対するより迅速・的確・直接の報告といった機能が強化された。

2) 陸自各方面総監および中央即応集団司令官、海自自衛艦隊司令官および各地方総監、空自航空総隊司令官、航空支援集団司令官および航空方面隊司令官など

COLUMN

VOICE

解説

Q&A

防衛駐在官（インド）の声

第11代在インド防衛駐在官

1等陸佐

たまるまさかつ
田丸正勝

私は、インドの首都ニューデリーにある在インド日本国大使館において、防衛駐在官として勤務しています。

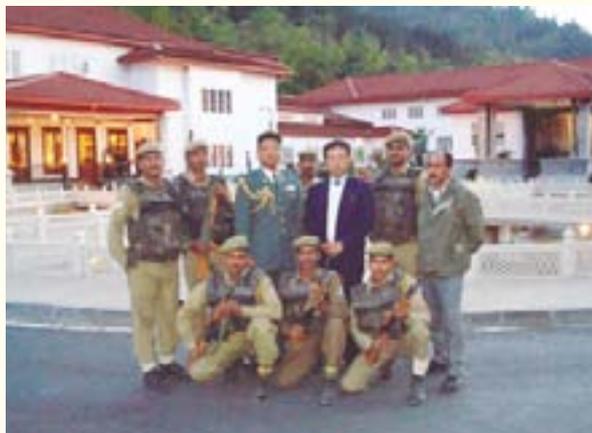
皆さんは、防衛駐在官の職務をご存じですか？国際交流の盛んになった現代における防衛駐在官の仕事は、実は意外に多くまた多様なのです。

まず、ここインドにおいては、①インド政府、国防省、陸海空軍などが行う年間約30回に及び公式行事などに、日本代表の1人として参加します。制服を着用した日本の防衛駐在官とその妻が、米国、中国、ロシア、英国を含む約50か国の武官夫妻と同様に公式行事などに参加することは、インドに対する日本の外交姿勢を示すことにもなり、とても重要な仕事です。もし参加できない場合は、インドと友好関係にある日本の印象も損ねかねないので、他の業務とよく調整を行い確実に参加する事が大切です。また、ニューデリーには世界約120か国以上の大使館が所在し、各国主催の「National Day（各国の記念日）」や軍関連記念行事にも参加が求められる、欠席すると「日本は、わが国の行事には参加してくれないのか？」と責められることもあります。

次に②世界やわが国の安全保障などに関してインドやその周辺国で起こった出来事などを日本に正しく伝える業務があります。この業務を適切に行うためには、必要に応じて現地に赴いたり、在インド武官団交流や各国武官との個人的交流（夕食会など）を通じて意思の疎通を図ったり、意見交換を行ったり、また、常日頃から日々起こる出来事に関心を持ち続け、他の大使館職員や家族と協力し、24時間態勢で勤務できるように努力しています。

その他に、③日印2国間関係に関する業務、④日印防衛協力に関する業務（日印安保対話、防衛当局間協議、共同訓練など）、⑤防衛省の行う国際平和維持活動などに関する業務（インド国内手続・調整）、⑥インド国内における在留邦人の安全確保などがあります。

さて、インドに滞在していると日本では感じる事が難しい「新しい世界の動き」を感じることができます。インド（世界第2位の人口）と中国（世界第1位の人口）を合わせれば約23億人（世界人口が約60億）です。世界の3人に1人がインド人か中国人であり、印中国境問題（1962年印中国境紛争以降）は、未だ解決されていませんが、両国が仲良く競い合うように経済面だけでなく軍事面においても世界へ勇躍台頭し始めているからです。そのような中、私の勤務は、平成19年から始まりました。防衛省はもとより日本の代表として、家族（妻および子供3人）の協力を得つつ積極的に勤務し、わが国の安全保障などの分野のみならず、日本の国益（外交）のために職務を完遂したいと思います。



ジャンム&カシミール現地調査警備員と田丸1佐
(後列左から3番目)



各国武官を招いての夕食会にて
(前列中央)